第一条に見出しとして「（目的）」を付し、同条中「災害にかかつた者」を「被災者」に改める。

第二条に見出しとして「（救助の対象）」を付し、同条中「あつては」を「あつては」に、「災害により被害を受け」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三条から第二十一条までを削る。

第二十二条に見出しとして「（都道府県知事の努力義務）」を付し、第二章中同条を第三条とする。

第二十三条に見出しとして「（救助の種類等）」を付し、同条第一項第一号中「収容施設（応急仮設住宅を含む。）」を「避難所及び応急仮設住宅」に改め、同項第二号中「炊出し」を「炊き出し」に改め、同項第五号中「災害にかかつた者」を「被災者」に改め、同項第六号中「災害にかかつた」を「被災した」に改め、同条第二項中「なす」を「行う」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「これを」を削り、同項に項番号を付し、同条を第四条とする。

第二十三条の二に見出しとして「（指定行政機関の長等の収用等）」を付し、同条第一項中「あつては」を「あつては」に、「同条第九号」を「第二条第九号」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項に項番号を付し、同条を第五条とする。

第二十三条の三に見出しとして「（指定行政機関の長等の立入検査等）」を付し、同条第二項中「者から」を「者に対し」に、「取り」を「求め」に改め、同項から同条第四項までに項番号を付し、同条に次の一項を加える。

5　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十三条の三を第六条とする。

第二十四条に見出しとして「（従事命令）」を付し、同条第一項中「第三十一条」を「第十四条」に、「基く厚生労働大臣」を「基づく内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「第三十一条」を「第十四条」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、「これを」を削り、同項に項番号を付し、同条第四項中「第二十三条の二第二項」を「第五条第二項」に改め、「、これを」を削り、同項及び同条第五項に項番号を付し、同条を第七条とする。

第二十五条に見出しとして「（協力命令）」を付し、同条を第八条とする。

第二十六条に見出しとして「（都道府県知事の収用等）」を付し、同条第一項中「第三十一条」を「第十四条」に、「基く厚生労働大臣」を「基づく内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「第二十三条の二第二項」を「第五条第二項」に改め、「、これを」を削り、同項に項番号を付し、同条を第九条とする。

第二十七条に見出しとして「（都道府県知事の立入検査等）」を付し、同条第二項中「者から」を「者に対し」に、「取り」を「求め」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項を次のように改める。

3　第六条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

第二十七条第四項を削り、同条を第十条とする。

第二十八条に見出しとして「（通信設備の優先使用権）」を付し、同条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「第三十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第二十九条に見出しとして「（扶助金の支給）」を付し、同条中「第二十四条又は第二十五条」を「第七条又は第八条」に、「これがため」を「そのために」に改め、同条を第十二条とする。

第三十条に見出しとして「（事務処理の特例）」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第十三条とする。

第三十一条に見出しとして「（内閣総理大臣の指示）」を付し、同条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「つき」を「ついて」に、「対して、応援をなすべき」を「対し、その応援をすべき」に改め、同条を第十四条とする。

第三十一条の二に見出しとして「（日本赤十字社の協力義務等）」を付し、同条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項中「第二十五条」を「第八条」に改め、「除く。）」の下に「について」を加え、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同項に項番号を付し、同条を第十五条とする。

第三十二条に見出しとして「（日本赤十字社への委託）」を付し、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（事務の区分）

第十七条　第二条、第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条、第十三条第一項並びに第十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2　第十三条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十二条の二を削る。

第三十三条に見出しとして「（費用の支弁区分）」を付し、同条第一項中「第二十三条」を「第四条」に改め、同条第二項中「第二十四条第五項」を「第七条第五項」に、「第二十九条」を「第十二条」に、「第二十四条第一項」を「第七条第一項」に、「第二十五条」を「第八条」に、「よつて」を「よって」に、「統轄する」を「統括する」に、「第二十四条第二項」を「第七条第二項」に、「なした」を「した」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「第二十六条第二項」を「第九条第二項」に、「第二十三条の二第三項」を「第五条第三項」に、「統轄する」を「統括する」に改め、同項に項番号を付し、第三章中同条を第十八条とする。

第三十四条に見出しとして「（委託費用の補償）」を付し、同条中「第三十二条」を「第十六条」に改め、同条を第十九条とする。

第三十五条に見出しとして「（都道府県が応援のため支弁した費用）」を付し、同条中「なした」を「行った」に改め、同条に次の三項を加える。

2　著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、前項の規定により求償の請求を受けた救助の行われた地の都道府県は、内閣府令で定めるところにより、国に対して、国が当該都道府県に代わって同項に規定する費用について同項の規定により求償の請求を行った都道府県に対して弁済するよう要請することができる。

3　国は、前項の規定による要請があった場合において、救助の行われた地の都道府県の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定による求償の請求に係る費用を、当該都道府県に代わって当該求償の請求を行った都道府県に対して弁済することができる。

4　国は、前項の規定により第一項の規定による求償の請求に係る費用を弁済した場合において、救助の行われた地の都道府県に対して、当該弁済した費用を求償するものとする。

第三十五条を第二十条とする。

第三十六条に見出しとして「（国庫負担）」を付し、同条中「第三十三条」を「第十八条」に、「第三十四条」を「第十九条」に、「（前条）」を「（前条第一項）」に、「並びに前条」を「並びに同項」に改め、「支払に要した費用」の下に「（前条第四項の規定による求償に対する支払に要した費用を含む。）」を加え、「もつて」を「もって」に、「この条」を「この項」に、「あつては当該」を「あっては当該」に、「こえるときにあつては左の区分に従つて」を「超えるときにあっては次の区分に従って」に改め、同条第二号中「こえ」を「超え」に改め、同条第三号中「こえる」を「超える」に改め、同条に次の二項を加える。